

ボイラー及び圧力容器安全規則  
 昭和47年 9月30日労働省令第33号

改正：令和 2年 4月20日厚生労働省令第87号（ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 4月20日	
◆追加◆	<p>第十二条 令和二年七月三十一日までに有効期間が満了するボイラー検査証又は第一種圧力容器検査証に係るボイラー又は第一種圧力容器について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延の影響を受け、当該有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、第三十七条第一項又は第七十二条に規定する有効期間（第三十七条第二項、第三十八条第二項又は第七十三条第二項の規定により延長又は更新された有効期間を含む。）にかかわらず、当該ボイラー検査証又は第一種圧力容器検査証の有効期間を、四月を超えない範囲内において都道府県労働局長が定める期間延長することができる。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月20日 厚生労働省 令 第87号～	
施行日：令和 2年 4月20日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・二〇厚労令八七）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月20日 厚生労働省 令 第87号～	
施行日：令和 2年 4月20日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*